

テキスタイルデザインの意匠権と商標権による保護の可能性について

石居天平 (株式会社フェリシモ 法務知財部 知財担当部長・一級知的財産管理技能士 (コンテンツ専門業務))

A Consideration About Possibilities of the Protection of the Textile Design from the Design Rights and Trademark Rights

Tempei Ishii

Director for Intellectual Property Rights ·

1st grade Certified Specialist of Intellectual Property Management (media contents),
FELISSIMO CORPORATION Department of Legal and Intercultural Property

【要旨】 テキスタイルデザインは、アパレル等の商品外観における美感を決定する重要な要素である。本稿ではタータンのようなリピート柄から成るデザインを事例として、権利保護の可能性について検討した。テキスタイルの特性として、アパレル等に素材として用いられることから、完成品でも適切な権利保護が実務上は求められる。そこで、テキスタイルデザインが意匠権又は商標権で権利化されている場合に、当該テキスタイルが素材（部品）として用いられた完成品においても、当該テキスタイルデザインの権利が完成品にも及び得るのか検討を行った。また、商標権による保護に関しては、地模様からなる商標として商標法3条1項6号による拒絶の対象となるが、一定の要件を充足する際は登録が認められる。地模様であることの判断や、その場合の登録適格性の判断論理の課題に関して考察と若干の提言を行った。

【キーワード】 テキスタイルデザイン 意匠権 商標権 利用関係 地模様からなる商標

【Abstract】 The textile design is one of the most important elements in the fashion because it determines the appearance of a clothing. Therefore, it is necessary to protect the textile design with intellectual property rights. This article discusses the following problems taking the repeated patterns textile design: tartan as an example. Textile have the characteristics of being used as materials. So even finished products require a right protection in the textile design. Therefore one problem is whether a “design protection” can be admitted or not when a nonregistered clothing consists of registered textile under the Japan Design Law and Japan Trademark Law. And another is the suitability about the registration of a trademark solely consisting of a pattern. Usually a trademark solely consisting of a pattern is not registered due to a lack of distinctiveness in the Article 3 (1) (vi) of the Japan Trademark Law. However, even if a trademark consisting solely of a pattern, the trademark registration may be detected when certain conditions are met. In this article, the author performs some considerations of the suggestion of the trademark registration system about a trademark solely consisting of a pattern.

【Keywords】 Textile Design Design Right Trademark Right Use Relationship Trademark
Consisting Solely of a Pattern

1. はじめに

テキスタイルデザイン¹は、事業上求められる効

力を有する知的財産による保護が難しい。なぜならば、物品の特性として二面性があるためである。ファッション業界では、商品デザインを自社で企画し、自社で商品を製造する業態に加えて、テキスタ

イルコンバーターと呼ばれる生地問屋からプリント済みのテキスタイルを購入する場合がある。また、手芸用品店等で、最終消費者にテキスタイルが販売される場合もある。このように、テキスタイルはBtoB又はBtoC向けに販売される「商品」としての側面がある。一方、テキスタイル自体は何らかの用途として機能することは少なく、アパレル等の完成品の「素材」としての側面も有している。その際、テキスタイルメーカーが想定していない物品へ用いられることもあり²、予め完成品を想定して網羅的に意匠権や商標権を権利化することは難しいであろう。また、模倣品の世界では、真正品には存在しない物品にテキスタイルデザインが用いられ、完成品として輸入されることも多い。そのため、テキスタイル自体のデザイン保護に加え、素材として用いられた完成品に対しても効力を有する権利が望まれる。

しかし、「テキスタイルデザインその他の2次元のデザインを様々な物品に施すことが多いことから、模倣品対策の場面でも、物品をまたいで模倣されるケースもしばしば見受けられるが、このような場面で意匠権は有効に作用しにくいのではないか?」³との指摘がされている。意匠に係る物品と同一又は類似しない物品の業としての実施には、意匠権が及ばないためである。意匠に係る物品を織物地として意匠登録したとしても、その織物地を素材として用いた完成品に当該意匠権が及ぶのか、すなわち実務上期待される効力が法的に認められるのか、という課題が存在する⁴。

意匠権保護に課題が存在することから、商標権による保護も選択肢として考えられる。しかし、商標権についても、登録商標の指定商品と同一又は類似しない商品に対して使用する行為には権利が及ばない。そのため、例えば織物を指定商品とする地模様からなる商標権⁵を有していた場合に、当該地模様の商標が付された織物を素材として用いた完成品に対して当該商標権が及ぶのか、という課題が存在する。

そこで、本稿では完成品のアパレル等において、素材として用いられたテキスタイルの意匠権及び商標権の権利効力に関する検討を行った（なお、完成

品の「素材」として採用されたテキスタイルについて、以降本稿では「部品」と言う。）。また、以上の検討を進める中で、地模様からなる商標において、地模様の認定と、登録要件に関して課題が存在すると考えられたため、地模様商標の現法制度についての若干の考察を行った。

なお、テキスタイルには様々なデザインが存在し、その多様性は識別力や創作性等の保護要件に影響を与える。検討を行う上で、このようなデザインの違いによる影響を抑えるため、一定のデザインによる繰り返し（レピートやリピートとも呼ばれる）柄を検討対象とした。特にデザイン構成が明確なタータン(tartan)を検討事例に設定した。タータンは「もとはスコットランドの高原地方の人々の衣服に用いられた格子柄のウールの織物で、特にその格子柄が経緯とも同じ配色の色糸を交叉させて作られているもの⁶」であるが、スコットランド法のScottish Register of Tartans Act 2008⁷の第2条では、タータンとは繰り返された格子縞を作るために垂直に、そして水平に組み合わさる二つ以上の交互の色のついたストライプから成って編まれるデザインであると条文でも明確に定義されている。また、格子柄の構成だけでなく、色彩構成にも法則性がある⁸。以上のように、定義が明確であり、識別力や創作性等に及ぼすゆらぎが小さいだけでなく、タータンはわが国で人気の高いデザインである。また商標法・意匠法の両法域で一定数の登録例もあり、本稿での具体的な検討事例とした⁹。

2. 意匠の利用関係による保護可能性

2.1. 部品の意匠による利用関係

学習机事件¹⁰では、自己の未登録意匠を実施することが、他人の登録意匠を正当な権原や理由なく業として利用する関係にあるときは、他人の意匠権を侵害すると判断された。裁判所は、「意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の1個の意匠をなし

ているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解するのが相当である。」と定義した。また、裁判所は「意匠に係る物品が異なる場合であり、A物品につき他人の登録意匠がある場合に、これと同一又は類似の意匠を表したA物品を部品とするB物品の意匠を実施するとき」を利用関係と述べているが、この関係性はテキスタイルが異なる物品となる完成品に部品として用いられるケースに合致する。ただし、「意匠中に他人の登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在することを要し、もしこれが渾然一体となって彼此区別しえないときは、利用関係の成立は否定されることを免れない。」との要件を設けた。その後、意匠の利用関係を肯定する裁判例は限定的であり、登録意匠に類似しない意匠の実施が侵害となる利用関係を疑問視する学説もある¹¹。一方、「部品の意匠に適切な保護を与えるためには、完成品の部品部分の意匠が侵害判断における対比対象とされ、侵害が成立する場合を認めるべきである¹²」というように肯定的な学説も示されている。また、細幅レース地の登録意匠と当該レース地を利用したブラジャーの利用関係が問われた事件¹³では、裁判所は「意匠中に本件意匠又はその類似意匠が含まれるという関係（包含関係）が認められる場合であって、かつ、含まれる本件意匠又はその類似意匠がその特徴を残したまま、ブラジャーの他の構成部分とは区別して美観を起こさせるものと認められる場合には、イ号ブラジャーの意匠と本件意匠との間には、意匠法26条にいう『利用』関係が存在する」ことを述べている。しかし、「利用関係が成立するとすれば、ある物品の意匠権がその物品を素材として製造される様々な物品に及ぶことになりかねず、過大な保護を与えることになると思われる¹⁴」との指摘や、学習机事件で示された要件のうち、「織物地自体と、その織物地（又は類似の織物地）を仕立てた衣服やバッグ等との間で『その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において全部を包含』しているとの関係が成立しているのか、必ずしも判別としません¹⁵」と指摘されており、利用関係の当否に関しては明らかとは言えない¹⁶。

2.2. 利用関係における視認性に関する問題

減速機付きモーター事件¹⁷では、意匠に係る物品を減速機とする意匠登録がされている減速機を組み込んだ完成品の減速機付きモーターにおいて、当該減速機の要部が外部から認識できず、利用関係は認められないと判断された。利用関係では意匠の全部が包含されていることを要するが、「意匠が物品の外観であることから、外観に表れる態様で包含されていることをいうのが原則である¹⁸」と解される。なお、鋸用背金事件¹⁹では、登録意匠の意匠に係る物品が鋸用背金で、当該鋸用背金を把持柄に挿入固定させた鋸の柄、及び前記鋸の柄に鋸の換刃を装着した換刃鋸について、一部の相違点はあったが、当該相違点は視覚上の印象が弱いことと、鋸用背金が把持柄内に挿入された際には相違点が外部から見えないことから、当該相違点は意匠の要部には該当しないと認定され、利用関係が肯定された。すなわち、部品の登録意匠の要部が、外観上視認可能な態様で包含されている場合には、利用関係が肯定されるものと考えられる。

減速機付きモーター事件で裁判所は、意匠保護の根拠は、流通過程における取引上の当該意匠に係る物品の混同防止にあると混同説を採用し、流通過程において外観に現れない物品の隠れた形状は考慮することができないと説かれている。しかし、学説では「視覚を通じて認識できないものは類否判断において考慮されないとするのは妥当であるが、流通過程における視覚的な認識可能性だけを問題とするかのように述べている点には疑問がある²⁰」と述べられている。テキスタイルを採用したアパレル等においては、商品特性上、テキスタイルのデザインは視覚的な効果が生じるように設計される。例えばタータンがコートに裏地に用いられたとしても、裏地から見え隠れするデザイン性を意識してのことである。このような、視覚的な効果を狙った創作を行う目的は、そのような創作が美感に影響を及ぼし、その結果需要者の注意を強く惹くからである。すなわち、商品設計上、部品であるテキスタイルのデザインが、需要を喚起する機能を発揮することとなる。このように、商品需要を喚起するテキスタイルデザインを保護する必要性は高く、流通過程における混同防止

のみが、意匠保護の根拠とはならないであろう。

商品特性上、テキスタイルデザインについては、採用された完成品において、部品となる意匠が外部から認識され得るものと考えられる。

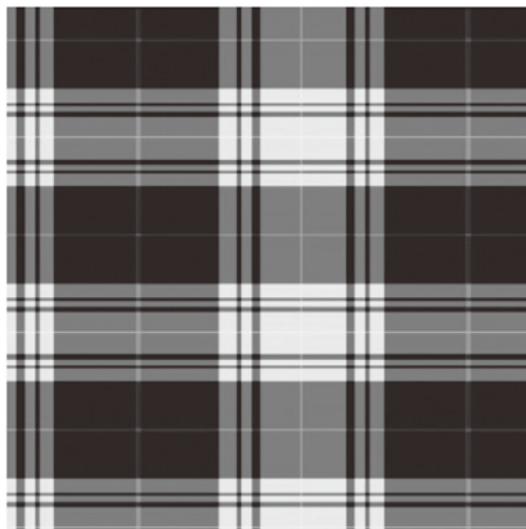
2.3. 利用関係における部品の截然区別性

意匠の利用関係が否定されるべきケースとして、「後願の登録意匠を実施すれば先願の登録意匠の一部の実施にしかならない場合、すなわち後願の登録意匠が先願の登録意匠またはこれに類似する意匠の構成要素の一部を自己の構成要素としているにすぎず、その他の構成要素を変更している場合には、両意匠に利用関係は成立しない。また、当該意匠と他人の登録意匠が渾然一体となって彼此区別しえない場合も、両意匠間に利用関係は成立しない²¹⁾」と整理されている。

ラップフィルム摘み具事件²²⁾では、登録意匠の意匠にかかる物品がラップフィルム摘み具で、当該ラップフィルム包装用箱には、箱の折り曲げ部から下方に向けておおむね先細となるフラップ状部分が形成されていたが、同部分はラップフィルム包装用箱本体と一体に形成されており、ラップフィルム包装用箱の他の部分と截然と区別して看取はできないと判断されている。また、学習机事件では、意匠中に他人の登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在することを要することが示されている。織物地に係る意匠権が、完成品であるアパレルに部品として使用された場合には、アパレルに一体化しているため、織物地の特徴の全部が破壊されることなく、かつ織物地と完成品と構成要素が截然と区別しうる態様と言えるのか、という問題がある。

ところで、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠に基いて定めるものとされている(意匠法第24条第1項)。例えば、図1のようなタータンの意匠権では、願書の記載である意匠の説明において、「上下左右に連続するものである」との記載がある。このような記載内容により、意匠権の範囲は上下左右にタータンが連続することが明確である。また、織物地という物品の特質から考えても、願書に添付された図面で示された

図1 「意匠の説明」に「この意匠は、上下左右に連続するものである。」と記載された織物地の意匠登録事例(意匠登録第1556074号意匠公報より)



略正方形の形態に限定されると解することは妥当ではなく、面的にタータンが繰り返し連続すると解するのが自然である。従って、織物地の物品に係る意匠権は、上下左右に面的に繰り返され、かつ明確な物品形態は特定が難しい。以上の特性から考えて、裁断等がされたとしても、図面に記載された意匠が上下左右に連続的に繰り返される態様で用いられている限り、織物地の意匠権の特徴は破壊されていないとの解釈が可能ではないだろうか。当該要件が充足されない場合には、「『利用した』とされる意匠は『利用された』とされる意匠の美感を利用していないのであるから、もはや『利用された』とされる意匠権の効力を及ぼす必然性はない²³⁾」とされているが、織物地の利用に関しては、完成品において織物地の美観を利用する関係性であることは明らかであり、利用関係による織物地の意匠権の効力を及ぼす妥当性があると言えよう。

また、テキスタイルデザインと他の構成要素のデザインとの異同は、視覚により容易に区別し得る。例えば、図2のようなコート事例として考えた場合、コート裏地のタータンと、表地の生地等との区別は、視覚的に容易である。学習机事件では、学習机が書架部分を切り離し可能であることから、その

図2 裏地にテキスタイルデザインが用いられているコートの事例（意匠登録第1550385号 意匠公報より）



特徴を破壊することなく他の構成要素と区別しうる態様において包含しているとの認定がされやすいものと考えられる。しかし、部品と完成品の物理的な切り離しが困難な場合でも、ハンドルとそのハンドルを用いた自転車の意匠も利用関係と解されている²⁴。テキスタイルデザインにおいても、完成品から織物地のみを物理的に切り離すことは困難と言えるが、視覚により区別し得ることから、渾然一体となって彼此区別しえないとは言い切れないように考えられる。

このように、意匠に係る物品を織物地としてテキスタイルデザインを意匠登録した場合、その織物地が部品として採用された完成品に対しても、当該意匠権の利用関係が認められる可能性はあり得るように考えられる。

3. 完成品における部品の商標の保護可能性

3.1. 完成品における部品の商標の関係性について

パチスロ機リノ事件²⁵では、パチスロ機の主基板上に装着されたCPU上の商標権は、パチスロ機の外

観からは通常視認できないが、当該CPUは元の外観及び形態を保っており、パチスロ機の流過程において、当該CPUとCPU上の商標は視認可能であり、CPU上の商標は電子部品についての商品識別機能を発揮していることから、商標の付されたCPUを主基板に取り付けて販売目的で所持する行為、またパチスロ機の譲渡行為について、商標権侵害罪が成立すると判断された。この事件の第2審では、部品の商標権が完成品に組み込まれた後も、完成品の流過程において部品の商標が出所表示機能、自他商品識別機能等の諸機能を保持しているか否かにより解すべきであり、「商標の付された商品が部品として完成品に組み込まれた後も、その部品が元の商品としての形態ないし外観を保っていて、右商標が部品の商標として認識される状態にあり、かつ、右部品及び商標が完成品の流過程において、取引関係者や需要者に視認される可能性があるか否かの点を勘案すべきである。²⁶」との判断基準を示した。本件は刑事事件で若干特殊な事例であり、商標権侵害を認める基準としては広すぎるため、「その行為が商標の自他商品・役務の識別機能を発揮するものであるかどうかを個別具体的に検討すべきで

あろう²⁷」との指摘がある。また、「当該商標の表示態様、部品の完成品への組み込み状況、完成品において部品が果たす役割、流通過程で取引関係者が当該部品自体に着目する可能性などを総合的に考慮して判断されるべき²⁸」と考えられている。以上の判断基準と、これら学説を踏まえて、テキスタイルデザインが地模様からなる商標として登録されている場合に、当該テキスタイルが部品として完成品に採用された場合における、商標権の効力について検討を行う。

3.2. 部品の商標の視認可能性

パチスロ機リノ事件で示された要件として、部品の商標の視認可能性がある。テキスタイルデザインを採用したアパレル等の完成品において、ファッションデザインとして視覚的な効果が生じるように商品企画されることは、意匠の利用関係における視認性に関する問題でも述べた通りである。視認性の問題が生じることはおそらく無いものと考えられる。

3.3. 部品の商標として認識される状態にあること

完成品のアパレルにおけるテキスタイルデザインを、需要者が当該アパレルブランドに帰するデザインとして認識する場合には、完成品についての商標の使用と認識されていることになる。この場合には、当該地模様が部品の商標として認識される状態にあるとは言えない。例えば、図3のようにマスクにおけるタータンの使用態様をみれば、このマスクのブランドは「バーバリー」であると想起されよう。すなわち、当該テキスタイルデザインは、完成品ブランドとしての出所表示機能を發揮している。

しかし、必ずしも完成品の出所表示機能を發揮するばかりとは言えない。例えば、図4は「神戸タータン」と呼ばれるタータンであるが、神戸市の地域限定デザインとして様々な商品に利用されているほか、神戸市のイベント等でも使用されており、神戸ブランドとしての役割を担っている²⁹。このタータンから構成される地模様からなる商標が、アパレル品の部品として採用された場合、神戸という地域特有のブランド価値が化体したテキスタイルのブラン

図3 テキスタイルデザインがマスクに用いられた事例（国際登録番号DM210 271, The Hague Express Database HPより）

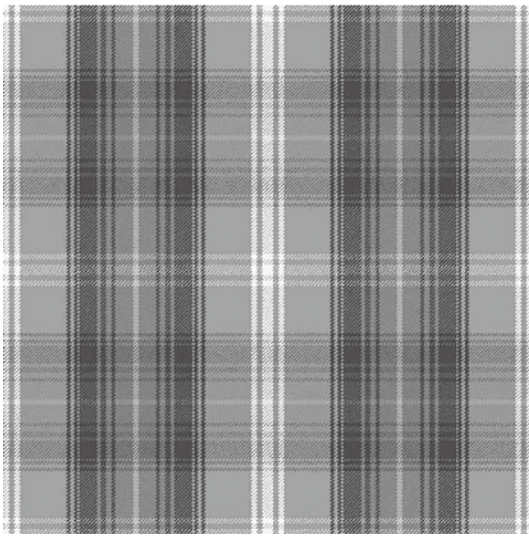


図4 同一タータンで商標法第3条第1項第6号該当性の判断が分かれた商標登録例（商標登録第5938626号及び第6177857号商標公報より）



ドとして認識される一方、完成品ブランドとしての出所表示機能は發揮しない。また、図5は、スコットランドにあるロキャロン社のタータンの意匠登録例であるが、同社タータンを用いた完成品の販売時には、「世界のセレブから愛されているスコットランドの老舗タータンメーカーロキャロン社製³⁰」等のセールスコピーを伴って販売されている。このコピーが示すように、部品であるロキャロン社のタータンであることが需要者としては重要である。図5のタータンは意匠登録例であるが、仮に地模様からなる商標として登録が認められ、完成品に用いられた場合、この地模様は完成品ブランドとしての出所表示機能は果たさないように考えられる。テキスタ

図5 意匠登録がされているロキャロン社のタータン
(意匠登録第1654562号意匠公報より)



イルメーカーの中には、テキスタイルデザインが支持されて、周知又は著名なブランドも多く存在している。そういったテキスタイルメーカーのデザインは、テキスタイルブランドとしての出所表示機能を果たす場合があり得る。部品についての商標の完成品についての商標の使用の判断について、「使用態様を観察して、商標使用者の意図も考慮しつつ、需要者の立場から、判断すべき³¹⁾」と考えられているが、個別具体的なテキスタイルデザインの使用態様から、テキスタイルメーカーの部品としての商標として認識される状態にあるケースはあるものと考えられる。

3.4. 部品が元の商品としての形態ないし外観を保っていること

パチスロ機リノ事件で示された3つ目の要件は、部品が元の商品としての形態ないし外観を保っていることである。すなわち、CPUがパチスロ機の主基板に装着されていても、部品となるCPUの形態は不変である。一方、テキスタイルが部品として用いられた場合には、完成品の生地として加工され、アパレル等の完成品に一体化している。ところで、商標審査基準に規定のように、地模様からなる商標は模様の連続反復する図形等により構成されてい

るものである。そのため、商標見本に記載の略正方形の1つのマークとしての図面ではなく、輪郭なく使用できるものであり、アパレルなどの商品や包装など物品の対象物に合わせて形状を変えて使用したとしても、商標的に使用していると判断されることが期待される³²⁾。すなわち地模様の商標とは、織地として生産された長い反物に商標見本の図柄が連続反復した面的なものである。その織地は、反物のままということはなく、用途に応じて裁断して取引され、例えば端切れであってもフリマサイト等において取引されている事実がある。すなわち、地模様からなる商標の権利化がされているテキスタイルでは、裁断されたとしても部品としての特性を失うものではなく、また部品としての形態ないし外観は保っているとはいえるように考えられる。

以上のように、テキスタイルデザインが、部品としての出所表示機能を発揮している地模様からなる商標権の場合において、完成品においてもテキスタイルの地模様の商標権の効力が及び得るのではないかと考えられる。なお、完成品ブランドとしての出所表示機能を発揮している場合には、完成品の商品に係る商品区分を指定した商標権で保護されるべきであろう。当該完成品に係る商品を区分追加する新たな商標登録出願は事後的にも可能であり、織物等の指定商品に係る商標権のみに拘泥することは、実務上も少ないと考えられる。

4. 地模様商標における課題について

4.1. 過去の審決の状況からの検討

商標法第3条第1項第6号該当性が問われたタータン柄の事例として、図6の審査段階では、タータンチェック等の一定の輪郭を定めることはできない模様であり、商品の包装用紙等の装飾的図柄として認識されるにすぎないと拒絶された。その不服審判の審決³³⁾でも、赤色と緑色と黄色で構成される格子縞が規則的に配した図形の構成態様において、その商標自体に特徴的な形態ないし特異性を見いだすことはできないとされ、マフラー等のデザインとしても一般的であることから、単なる地模様と判断されている。図7の審査段階では、タータンチェック等

図6 使用実績から商標登録が認められたタータンの事例（不服2008-026580より）

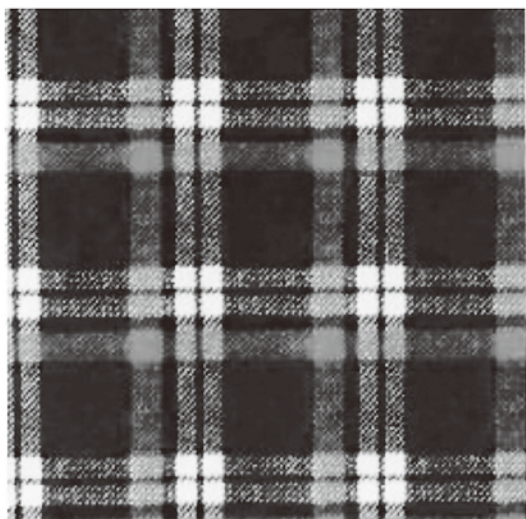


図7 単なる地模様というよりは、独特な色彩及び模様からなるものと判断されたタータンの事例（不服2009-025622より）



であり、自他役務の識別機能を果たすべく重要な部分を特定し得ず、単に地模様を表したにすぎないと判断された。その不服審判の審決³⁴では、「全体的に暗い色彩で、青地に緑と黒の配色による格子縞の文様を規則的に配した図形よりなるものであるところ、その図形は、ある種独特な色彩と模様を組み合わせた構成からなるもの」との認定がなされている。また、チェック柄の図8の審決³⁵では、「地模様としての形態を越えて自他商品識別機能を果たすことができるような特徴的な部分をみいだすことはできない。また、その外周部には特段の囲み線等、全体が1つの標識としてまとめられているとも認められないから、同じ模様が連続して表現されてなる地模様からなるものと判断するのが相当」との判断がされている。

以上のように、タータンのような繰り返しチェック柄は、審査段階や、審決において地模様にあたりと判断されている。しかし、特徴的な形態ないし特異性の判断や、地模様であるとの認定に至る判断論理は明確とは言えない。審決例は数が限定的であることから、審判に至っていない事例も含めて、以下更に検討を行った。

4.2. 特徴的な形態ないし特異性の判断

図7の審決では、ある種独特な色彩と模様を組み合わせた構成であると判断されている一方、図6の審決では、特徴的な形態ないし特異性を見いだすことはできないと判断されている。タータンという共通するデザインでも、判断は相反している。

図9の出願に係る拒絶理由通知では、格子柄模様を地模様として描いてなるもので、自他商品の識別標識としての機能を果たすべき特徴的な部分が見出せないと判断されている。また図10や図11³⁶も同様の判断である。一方、特徴的な形態ないし特異性

図8 地模様を表したにすぎないものと認識するに止まるとして商標登録が拒絶となったチェック柄の事例（不服2002-004273より）



図 9 3条1項6号の拒絶理由通知後に商標登録が認められた事例（商標登録第6281227号商標公報より）

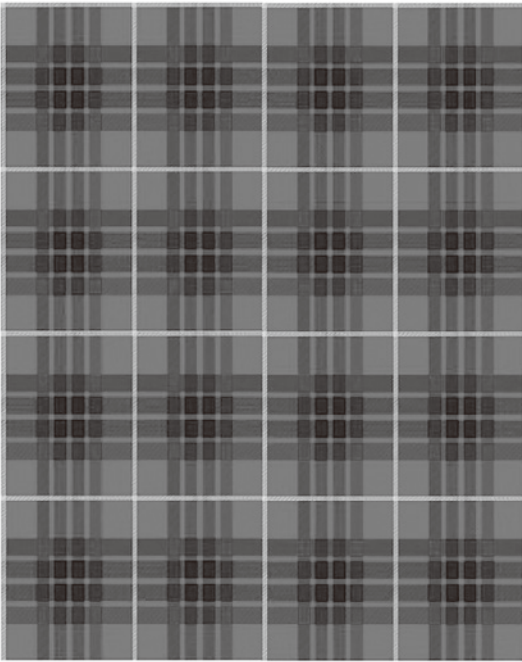


図 10 3条1項6号により拒絶査定となったタータン（商願2017-161335公開商標公報より）

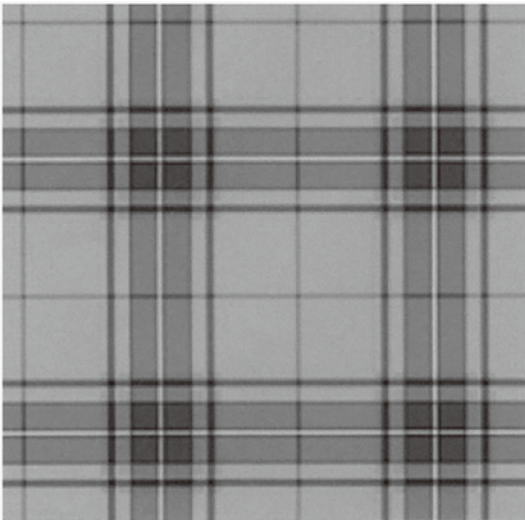


図 11 3条1項6号により拒絶査定となったタータン（商願2020-119661公開商標公報より）

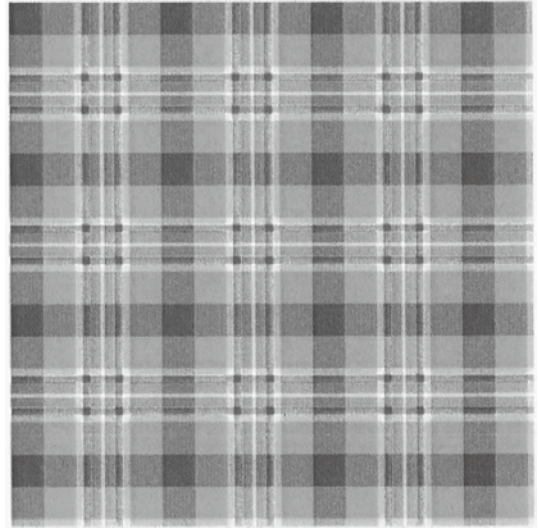
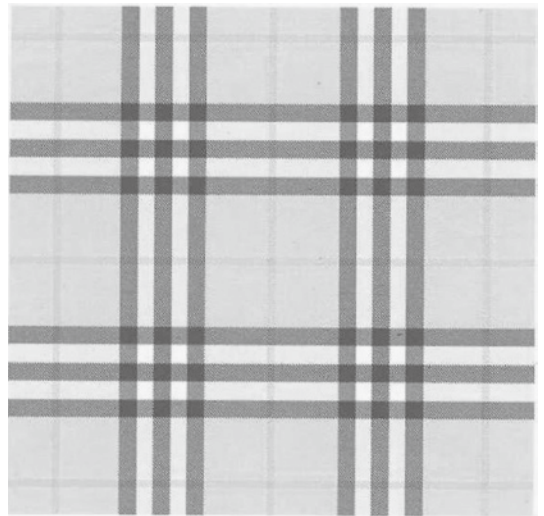


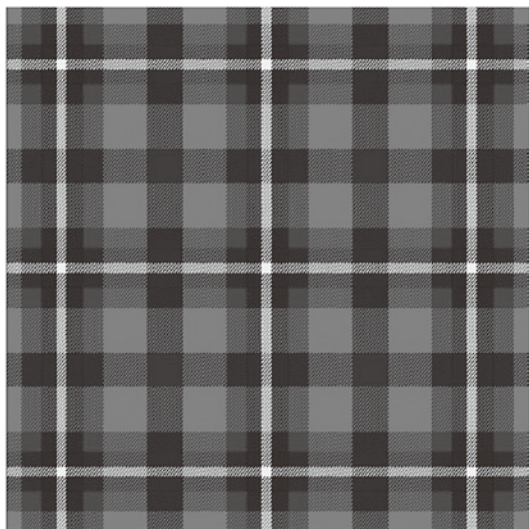
図 12 3条1項6号の拒絶理由通知がなく登録になったタータンの事例（商標登録第4807635号商標公報より）



の有無に触れずに登録査定となっている事例も存在する。図12では、商標法第3条第1項第6号を根拠とした拒絶理由は通知されずに登録査定となって

いる。また、図13についても同様である。図13の出願人が提出した意見書によれば、創立130周年の記念事業の一環によるデザインということであり、創立130周年の前年度に商標登録出願されている。従って、記念事業として新たに採択されたデザインであれば、使用による周知性の獲得はなされていないように考えられる。これらの事例では、出願商標

図13 3条1項6号の拒絶理由の通知を受けることなく登録になったタータンの事例（商標登録第6532161号商標公報より）



が地模様と判断されているならば、生来的な識別力があると判断された可能性が示唆される。また、図4は同一タータン柄で2件出願されているが、先願（商標登録第5938626号）では商標法第3条第1項第6号を根拠とした拒絶理由は通知されていない。一方、後願（商標登録第6177857号）では、青地チェック柄を連続反復した地模様であり自他商品識別力を有するような特徴的な形態を見出されないとして、拒絶理由が通知されている。この判断の違いは、指定商品との関係から自他商品識別力の有無が問われた可能性も推察されるが³⁷、織物や被服等の指定商品が含まれるのは先願であり、指定商品との関係性を考慮すれば先願で拒絶理由が通知されるべきではなかろうか。審査は、査定時の状況に鑑みて個別具体的に行為されるとしても、「神戸タータン」の地模様としての認識が変化するような特段の事情は考えられない。

このように、タータンという同一ジャンルのデザインであっても、地模様からなる商標に関して、特徴的な形態ないし特異性を見いだすことができるのか否かに関して判断は分かれている。また、同一デザインでも判断が分かれており、その基準は明確とはいえない。テキスタイルデザインを商標権によって半永久権化することになる以上は、生来的な識別

力の有無について、より慎重な判断が必要と考える。

4.3. 地模様であることの認定について

図14では、拒絶理由通知において格子模様を反復した構成で地模様と認定されている³⁸。ところが、図14と色彩は異なるものの構成が同一又は類似すると思われる図15や図16、また図14乃至図16の

図14 3条1項6号の拒絶理由通知後に商標登録が認められた事例（国際登録第0987322号国際商標公報より）

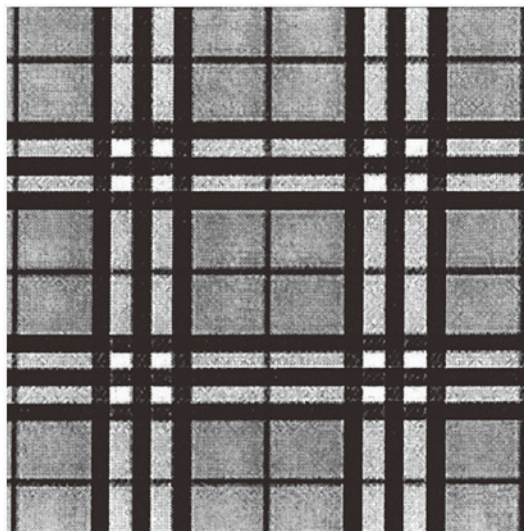


図15 3条1項6号の拒絶理由の通知を受けることなく登録になったタータンの事例（商標登録第5222384号商標公報より）

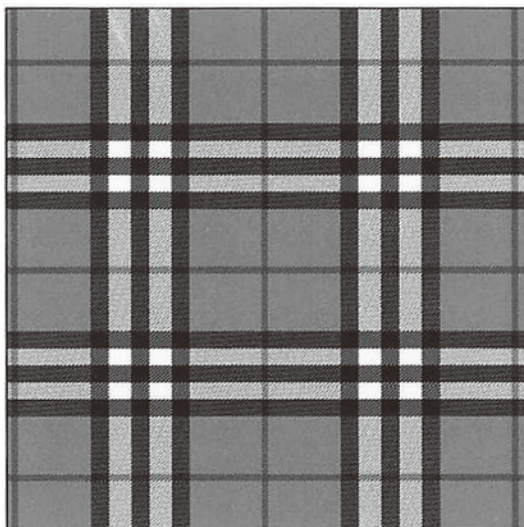


図 16 3 条 1 項 6 号の拒絶理由の通知を受けることなく登録になったタータンの事例（国際登録第 1096493 号国際商標公報より）

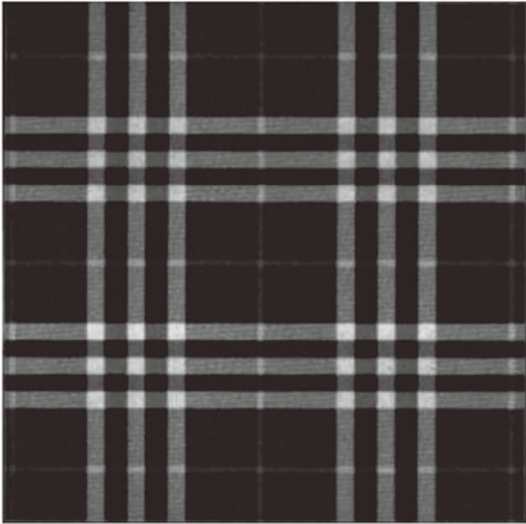


図 18 全体として 1 つのまとまった構成よりなるものとして商標登録が認められた事例（不服平 10-19177 より）

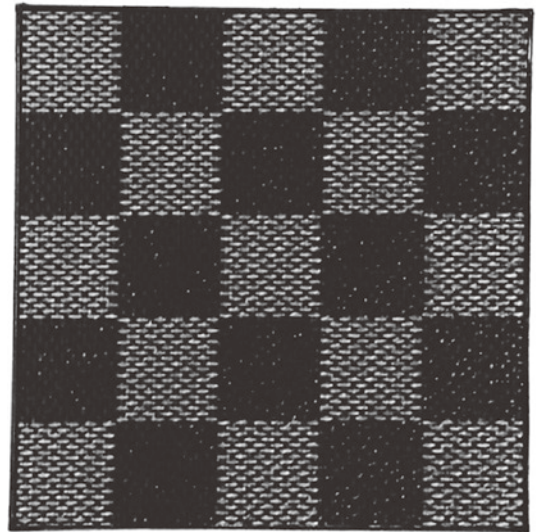
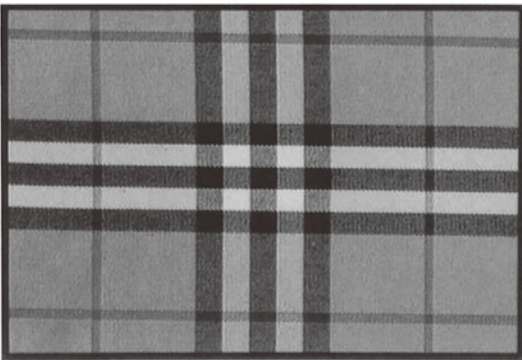


図 17 3 条 1 項 6 号の拒絶理由の通知を受けることなく登録になったタータンの事例（商標登録第 2111551 号商標公報より）



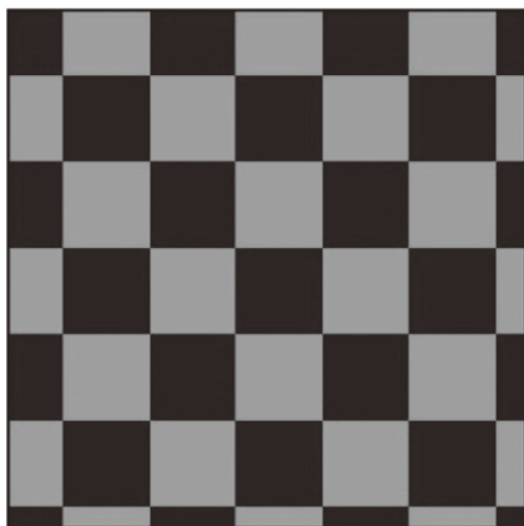
タータンの構成要素の最小単位を抽出したと思われる図 17 は、図 14 と同一出願人の先行出願商標であるが、商標法第 3 条第 1 項第 6 号を根拠とした拒絶理由が通知されていない。

図 8 の審決では、外周部には特段の囲み線等、全体が 1 つの標識としてまとめられているとは認められないことから、地模様であると判断されている。図 6 の審査でも、タータンチェック等の一定の輪郭を定めることはできない模様であることから地模様との判断がされている。このように、外周部を囲む一定の輪郭の有無に着目すれば、図 17 では明確に

輪郭が描かれており、図 15 や図 16 においても細い線ながら輪郭が認められる。タータンではないが、図 18 では、審査では地模様、連続模様の一種と認められる図形よりなるものとして商標法第 3 条第 1 項第 6 号の拒絶理由を有すると判断されたが、審決では「正方形の黒枠内に薄茶色と焦げ茶色の正方形を市松模様状に配した構成よりなるところ、全体として 1 つのまとまった構成よりなるものであり、単に地模様、連続模様の一種とはいえない³⁹⁾」と判断された。このような一定の輪郭の有無が地模様該当性の考慮要素であるならば、一定の輪郭を有している商標権については、審査において地模様にはあたらないと判断されている可能性があり得るように考えられる⁴⁰⁾。ただし、最近の審査事例では、例えば図 19 に対し、外周部を囲む一定の輪郭があるため地模様の商標にはあたらないとの出願人の主張に対して、正方形の商標の縁に黒線が見受けられるが、該黒線は外側に余白がないため、一見しては認識しがたく地模様であるとの判断がされている。このように、過去の審決や審査例を検討しても、未だ判断論理は明確とは言えない。

地模様であることの判断は厳格に行われるべきかと考えられるが、現状では地模様の商標の当否に関して明確性に欠ける。そのため、事後的に登録済み

図19 3条1項6号を根拠に拒絶査定となった事例
(商願 2020-78058 公開商標公報より)



の商標が、地模様からなる商標と判断するのが妥当であるのか否かを判断することは困難な場合がある。

4.4. 地模様からなる商標制度の見直しについて

地模様からなる商標は、特徴的な形態ないし特異性や、使用実績等からの識別力の有無が問われ、これら要件を充足した場合に登録が認められたものである。そのため、地模様からなる商標と、全体として1つのまとまった構成よりなる図形商標とでは、権利効力が異なると考えられる。すなわち、地模様からなる商標に関しては、アパレルやバッグ等の商品形態の表面におけるリピート柄としての使用に対して効力を有すると考えられる。そのため、通常の図形商標と判断された商標権であるにもかかわらず、地模様としての使用態様に対して権利が及ぶと解すれば、それは平仄を欠くように思われる。現状では、全体として1つのまとまった構成よりなる図形商標として登録された商標権であったとして、地模様の当否に関し不確実性を伴うため、本来リピート柄として使用できるテキスタイルデザインに対しても、使用に対して萎縮を与えているおそれがある。商標権者としても、自ら有する権利に不確実性を伴い、権利行使を躊躇することにもなろう⁴¹。これら

課題に対する、制度的な見直しの必要性が考えられる⁴²。

以上の課題は、いわば地模様からなる商標であるか否かの、入り口論的な問題とも言える。そのため、願書における商標の詳細な説明(商標法第5条第4項)に、地模様からなる商標と明記することで、審査対象の位置付けが明確になろう。なお、商標の詳細な説明への記載が求められる要件に関しては、経済産業省令への委任要件となっており、商標法施行規則第4条の8第1項において規定されている⁴³。

現状では、出願商標が地模様であるか否かについて、出願人と審査官の意見が食い違うこともある。出願商標が地模様からなる商標であると明確化すれば、地模様の当否に関する審査負荷が解消し、地模様からなる商標としての登録適格性の審査に専念すれば良いことになる。また、登録後も、例えばタータンの商標権が上下左右に連続する地模様であるのか、全体として1つのまとまった構成よりなる図形商標であるのか明確になり、当該商標権の効力の及ぶ範囲に関して、予見可能性が高まる。実務上も高い効果が得られるのではないかと考えられる。

注

- 1 テキスタイルの意味合いとしては、「織物、編み生地、不織布などの布(ファブリック)という意味と、それらの材料(素材・繊維)等の意味がある」(小川(2013). p.666)とされている。本稿ではこのような織物等のテキスタイルに施された模様と色彩について、テキスタイルデザインと呼んでいる。なお、これらの本来的な意味合いに加えて、レース地、鞆や財布等のような皮革製品の皮革地等も含めた、主として二次元的な平面状の生地とそれら平面における色彩と模様も、テキスタイルデザインの検討範囲に含まれると考えている。
- 2 当初想定されていなかった使用例として、衛生マスクがある。COVID-19(新型コロナウイルス)感染拡大防止のため、2020年以降衛生マスクを常時着用する生活様式となったことから、テキスタイルデザインを活用したファッションナブルなマスクが各社から登場した(例えば図3)。
- 3 中川(2019). p.109.
- 4 仮に、完成品の全てに対して織物地の意匠権の権利が及ぶとすれば、「意匠を物品と一体のものとして定義し、それを考慮した新規性や創作非容易性を登録要件としている法制度においては、権利範囲が広くなりすぎる危険性」(蘆立(2022) p.98)が指摘されている。なお、「使用しているテキスタイル等のデザインに特徴がある場合には、織物地等として意匠登録を受けることにより、模倣品の発生に対する牽制効果を期待できる」(鈴木(2020) p.51)ことや、「織物地として登録しておけば、完成品についての実施がなくても他人が原材料の生地を製造等した時点で直接侵害を問える」(西村(2014) p.57)ため、織物地としての意匠登録にも、事業上期待される一定の効力は存在すると考えられる。
- 5 商標審査基準(特許庁(2020a))において、「商標が、模倣的に連続反復する図形等により構成されているため、単なる地模様として認識される場合には、本号に該当する」(八、第3条第1項第6号7.)とされており、該当する場合には原則として商標登録

- は認められない。しかし、「地模様と認識される場合であっても、その構成において特徴的な形態が見いだされる等の事情があれば、本号の判断において考慮する。」(八、第3条第1項第6号7.のただし書き)ことに加え、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるに至っているものについては、本号に該当しないと判断する。」(八、第3条第1項第6号12.)と規定されている。
- 6 エスプリ企画室編(1985)。p.1.
- 7 Scottish Register of Tartans Act 2008は、Scotland Act 1998に基づき開設されたスコットランド議会で立法化された。スコットランド・タータン登記所(The Scottish Register of Tartans)において、タータンの新しいデザインの登録や、保存活動が行われている。同法第2条ではMeaning of "tartan"として「For the purposes of this Act, a tartan is a design which is capable of being woven consisting of two or more alternating coloured stripes which combine vertically and horizontally to form a repeated chequered pattern.」と規定している。
- 8 タータンの色彩構成は、「使われる基本色の数をX、その結果でくる色の数をYとすれば $Y = (X + 1) \times X / 2$ (エスプリ企画室編(1985)。p.4)という式で定義される。すなわち3色の基本色を使えば6色がタータンを構成するという法則性がある。
- 9 我が国においては、2010年1月1日から2020年12月31日までの期間に、タータンの織物地の意匠登録は24件(検索条件：意匠分類がM1-1100BAの「縞、格子模様」で検索した結果から目視で確認)であった。またタータンの地模様商標の登録は10件(検索条件：ウィーン図形分類が9.1.11の「布地、網地、平織り麻布、カーテン、カーペット」で検索した結果から目視で確認。なお、文字等が付された図形商標は除外をしている)が登録されている。なお、スコットランド・タータン登記所で2020年の1年間で新規登録されたタータンの件数は334件である。
- 10 大阪地判昭和46年12月22日無体裁集3巻2号414頁、判タ275号376頁参照(昭和45年(ワ)第507号)(学習机事件)。
- 11 佐藤(2020)。p.123.
- 12 茶園(2004)。p.7.
- 13 神戸地判平成9年9月24日日本知的財産協会判例集V(平九)p.2396(平成7年(ワ)第1847号)(細幅レース地事件)。
- 14 茶園(2004)。p.8.
- 15 中川(2019)。p.110. なお、「基本的には利用関係が成立するものと解すべきだと考えています(同p.112)と述べられている。
- 16 蘆立(2022)p.99も、前掲注13の細幅レース地事件において、レース地が完成品の形状に合わせて裁断されており、登録意匠の最小単位が用いられておらず利用関係が認められなかったが、「より広い範囲で生地が使用された場合に、いかなる判断が下されるかは必ずしも明らかではない」と指摘されている。
- 17 東京高判平成15年6月30日裁判所HP参照(平成15年(ネ)第1119号)(減速機付きモーター事件)。
- 18 峯(2022)。pp.570-571.
- 19 大阪高判昭和57年9月16日無体集14巻3号571頁(昭和57年(ネ)第43号)(鋸用背金事件)。
- 20 茶園(2003)。p.108.
- 21 高部(2007)。p.115.
- 22 東京地判平成16年10月29日裁判所HP参照(平成16年(ワ)第17501号)(ラップフィルム摘み具事件)。
- 23 峯(2022)。pp.572-573.
- 24 特許庁編(2020b)。p.1287.
- 25 最高決平成12年2月24日裁判所HP参照(平成8年(あ)第342号)(ハチスロ機リノ事件)。
- 26 大阪高判平成8年2月13日裁判所HP参照(平成7年(う)第228号)。
- 27 山田(2000)。p.1746.
- 28 林(2009)。p.79.
- 29 詳細は、佐藤・辻村(2019)。p.71を参照。
- 30 詳細は以下Webサイト参照(<https://www.sanrio.co.jp/wp-content/uploads/2013/12/20101019.pdf>, 2022年7月16日最終閲覧)。
- 31 竹内(2014)。p.1883.
- 32 西村(2010)。p.78でも「想定される使用態様は、輪郭のない色彩商標と同様、商品形態の表面をその模様とすること」と同旨の見解が述べられている。
- 33 特許庁審決平成21年3月25日(不服2008-026580)参照。なお、長期に渡り紙袋を商品の購入者に手渡してきた事実が認められ、その結果「伊勢丹チェック」と称されるようになっており、十分に自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであるとして、商標登録が認められた。
- 34 特許庁審決平成22年12月21日(不服2009-025622)参照。
- 35 特許庁審決平成15年12月12日(不服2002-004273)参照。
- 36 拒絶理由通知に対する意見書では、オリジナルデザインであることや、スコットランド・タータン登記所で登録されていること等から、識別力を有すると主張されていた。しかし、識別力を有するか否かの判断は、当該商標の構成態様と指定商品・指定役務に基づいて、個別・具体的にされるものであって、商標のデザインの由来や出願人の取り組み等に左右されるものではないと判断されている。
- 37 松田(2020)。p.43では、タータン以外のデザインも含めた地模様からなる商標に係る分析で「審決では取引の実情や指定商品・指定役務との関係においても地模様と認識されるかどうかを判断していることが伺える。」と指摘する。ただし、地模様であるかどうかについては当該出願商標の構成のみに着目して判断すべき、と説く。
- 38 拒絶理由通知に対する意見書では、灰色の下地に黒色の線3本を水平方向及び垂直方向に均等の幅に配し、さらに赤色の線1本を上記の黒色の線とは互い違いの格子状に配した構成からなる、出願人の世界的に著名な「バーバリーチェック」と呼ばれている図形商標を、モノトーンで表した態様であり、一般的に使用されているチェック柄や地模様とは異なった特徴を備えていること、モノトーンの使用事例や、モノトーン以外にも様々な色彩のバーバリーチェックが出願人の商品に使用されており、出願人の商品の出所標識として認識されていること、また出願人の業務に係る商品であることを十分に認識できるものであることを主張し、最終的に登録が認められている。
- 39 特許庁審決平成17年8月15日(不服平10-19177)参照。
- 40 鳥羽(2000)。p.52では、「黒枠に囲まれた模様は「連続反復することはない」という意思表示と理解されるのか、登録となり得るのである。」と指摘されている。
- 41 地模様からなる商標について、侵害事件に対する判断が示された事例が少ないことも、権利行使を躊躇する一因となるかもしれない。なお、侵害訴訟ではないが、判定請求事件(判定2020-695001)において、請求人の取り扱い商品の全面に付された市松模様は、布地の模様である市松模様として認識されるにすぎず、当該商品において自他商品の識別標識として機能するような態様で使用されておらず、商標法第26条第1項第6号に該当し、国際登録第952582号(「ダミエ」柄)商標の商標権の効力の範囲に属しないと判断した事例がある。
- 42 地模様からなる商標の現法制度に対する意見として、「商標法3条2項に基づいて具体的出所識別力の獲得が認められた場合にのみ、登録を許容するという解釈の方が合理性がある」(蘆立(2022)p.117)との指摘もある。
- 43 なお、商標法施行規則第4条の8第1項において、地模様からなる商標を対象と規定しても、地模様からなる商標そのものの規定が欠落する。そのため、地模様からなる商標の規定としては、商標法施行規則第4条の7において、商標法第5条第2項第5号の経済産業省令で定める商標として定めることになろう。

参考文献

- 蘆立順美(2022)「ファッション・デザイン」、茶園成樹・上野達弘編著『デザイン保護法』勁草書房、pp.89-122.
- エスプリ企画室編(1985)『CLAN TARTANS OF SCOTLAND 第1巻』カイガイ。
- 小川龍夫(2013)『新版ファッション／アパレル辞典』織研新聞社。
- 佐藤恵太(2020)「利用関係に基づく侵害〔学習机事件〕」『別冊Jurist No.248 商標・意匠・不正競争防止法判例百選〔第2版〕』、pp.122-123.
- 佐藤善信・辻村謙一(2019)「ブレイス・ブランディングに関する一考察神戸タータンのケーススタディ・リサーチ」『ビジネス&アカウンティ

- ングレビュー』第23号, pp.61-78.
- 鈴木公明(2020)「意匠法とファッション—制度利用の現状、課題と展望—」『発明 = The invention』117(8), pp.48-51.
- 高部真規子(2007)「意匠の利用〔学習机事件〕」『別冊 Jurist No.188 商標・意匠・不正競争防止法判例百選』, pp.114-115.
- 竹内耕三(2014)「素材・部品の商標の最終製品・完成品についての商標の使用」『知財管理』Vol.64, No.12, pp.1877-1887.
- 茶園成樹(2003)「減速機付きモーターを製造販売することが意匠に係る物品を減速機とする意匠権を侵害しないとされた事例(東京高判平成15.6.30)」『発明 = The invention』100(12), pp.103-109.
- 茶園成樹(2004)「意匠の利用について」『知的財産法研究』44(3), pp.1-10.
- 特許庁(2020a)「商標審査基準〔改訂第15版〕」令和2年3月19日(<https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun/index.html>, 2022年7月16日最終閲覧).
- 特許庁(2020b)『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第21版〕』発明推進協会.
- 鳥羽みさを(2000)「いわゆる「地模様」の商標登録性と「商標」の定義—エプライン東京高裁判決に見るトレード・ドレスの保護—」『パテント』Vol.55, No.3, pp.51-59.
- 中川隆太郎(2019)「ファッションデザインと意匠法の「距離」」『日本工業所有権法学会年報』第43号, pp.99-119.
- 西村雅子(2010)『商標法講義』発明協会.
- 西村雅子(2014)「ファッション分野での知財マネジメントに関する一考察」『パテント』Vol.67, No.15, pp.52-66.
- 林いづみ(2009)「完成品と組み込み部品(アミロック事件・パチスロCPU事件)」『パテント』Vol.62, No.4(別冊No.1), pp.67-85.
- 松田さとみ(2020)「地模様からなる商標」『知財ぶりすむ』Vol.18, No.216, pp.32-44.
- 峯唯夫(2022)「第26条 他人の登録意匠等との関係」, 寒河江孝允・峯唯夫・金井重彦編著『意匠法コンメンタール〔新版〕』勤草書房, pp.567-581.
- 山田威一郎(2000)「商標の付された部品が完成品の中に組み込まれている場合の商標権侵害の成否—パチスロ機(リノ)CPU商標権侵害事件—」『知財管理』Vol.50, No.11, pp.1739-1747.